

電子公告調査サービス事業を開始

～ 情報処理センターを活用したASP事業¹の拡大 ～

【概要】

この度、弊社は、平成17年2月1日施行の改正商法などにより、電子公告いわゆるホームページでの法定公告が可能となったことから、電子公告が定められた基準で公開されているか否かを調査し、その結果を証明するサービスを平成18年6月1日より開始いたします。

平成17年2月1日施行の改正商法並びに平成18年5月1日施行の会社法では、企業が法定公告を行う際、従来の定款紙掲載から電子公告に変更する旨の定款変更と併せて、公告を掲載するホームページアドレスの登記を管轄法務局へ申請することで、ホームページへの法定公告掲載が可能となりました。但し、ホームページに掲載された公告が公告期間中、停止することなく掲載されていたことを、法務大臣の登録を受けた電子公告調査機関を利用して証明することが必要となります。

電子公告を導入する企業では、従来法定公告を定款紙に掲載する場合、相応な費用をかけておりましたが、ホームページを利用した公告が可能となったことで、低コストでしかも原稿サイズ等、公告原稿の自由度が広がります。さらに紙媒体に比べ、継続して掲載できることから、公告内容の周知性が高まります。

弊社は、自社で運用する情報処理センター（以下、「GCANセンター」）を法務大臣へ電子公告調査機関としての登録を申請し、平成18年4月に認定を取得いたしました。

これを機に、GCANセンターでは、電子公告調査サービスとして、企業がホームページに掲載した電子公告が、当該期間、正常に稼働しているか、改ざんがないか等を一定間隔できめ細かく監視し、異常がある場合はE-Mailによって通知します。さらに、調査結果を証明書付きのPDFファイルで発行することから、企業はそのまま法務大臣へ電子申請ができ、国が取り組む電子政府の推進にも寄与できます。

さらに、この事業を弊社が広域に展開するにあたり、法定公告に関するノウハウなど高い専門性を持つ「株式会社だいこう証券ビジネス(本社:大阪市中央区北浜二丁目4番6号、代表取締役社長:竹内 透氏)」様、および「株式会社日本経済社(本社:東京都中央区銀座7丁目13番20号、代表取締役社長:佐久間 俊治氏)」様と業務提携し、株式上場会社などを中心に営業活動を始めます。

なお、GCANセンターは、平成13年に経済産業省から「情報処理システム安全対策実施事業所認定」を取得、さらに平成16年には、財団法人日本品質保証機構²より、情報セキュリティマネジメントの標準規格「BS7799-2:2002」³並びに、それを元に制定された情報セキュリティマネジメント適合性評価制度「ISMS(Ver.2.0)」⁴の認定を取得しております。

現在、デビット・クレジットカードでの決済・通信代行などの「決済処理業務支援サービス」、通貨処理機の売上データ集計、加工・配信などの「現金処理業務支援サービス」、IT株主総会、IR支援などの「証券業務支援サービス」などを万全のセキュリティ体制の下で、多くのお客様に安心してご利用いただいております。

- 1 A S P事業：アプリケーションサービスプロバイダ(Application Service Provider)の略。構築したシステムやアプリケーションソフトウェアの貸し出し、情報処理業務の受託などのサービスを行う事業です。
- 2 財団法人日本品質保証機構：国際規格である ISO9001/ISO14001 を始め、マネジメントシステム規格を審査・登録する財団法人。
- 3 「BS7799-2:2002」：BSI（英国規格協会）が制定した国際的に認知されている 情報セキュリティマネジメントシステム規格であり、組織の情報セキュリティ管理体制や手順の適正さをチェックする規格です。
- 4 「ISMS（Ver.2.0）」：上記の BS7799 を参照して（財）日本情報処理開発協会（JIPDEC）によって制定された ISMS 認証基準（Ver.2.0）を用いる国内認証制度です。規格の意図は BS7799 と同じです。

【ポイント】(特長)

1 . 万全のセキュリティでのサービス提供

各種の規格に適合したセキュリティ対策万全のセンターにて、電子公告調査専用のシステムが監視し続けます。

2 . 安価・柔軟な公告が実現

従来の定款紙への公告よりも安価に運用できます。(定款紙によりこの限りではありません)

また、公告原稿のサイズ制限がなく、ユーザーの用途に合わせた原稿を掲載することができます。